指名停止措置一覧

平成31年4月13日現在

登録区分	承認番号	指名停止措置業者名	指名停止措置期間	十八31千4月13日現代 指名停止措置要件及び理由
工. 事	7 8	(株)カルヤード	平成30年12月5日~ 平成31年12月4日	【指名停止要件】 契約違反 【指名停止理由】 左記業者停止理由】 左記業者については、23年災小 島漁港海岸保全施設災害復旧工らい 高漁港等で成28年9月3日からい 成30年10月31日まで 成30年10月31日まで では、10月31日まで 大型などがありまで がおり、平がられてできるであり、で でできるでできるででであり、 で変数がいているが、 は、 、工事がより、でいるが、 、工事がよれているが、 、工事がより、でいるが、 、工事がながでいるが、 、工事がながでいるが、 、工程でいるが、 、工権でいるが、 、関連でいるが、 、工程でいるが、 、関連であり、 、大がでが、 、大がでが、 、大がでで、 、大がで、 、大がでで、 、大がで、 、 、大がで、 、 、大がで、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
工事	7 8	㈱カルヤード	平成31年12月5日~ 平成32年12月4日	【指急反 【約違反 【指名停止理由】 【指名停止理由】 【指記業等年的 (第1年) (第1年

指名停止措置一覧

平成31年4月13日現在

1				平成31年4月13日現在
コンサル	3359	㈱日本港湾コンサルタ ント東北支店	平成31年4月13日~ 平成31年5月12日	【指名停止要件】 過失による粗雑工事 【指名停止理由】 左記業者については、宮城県(以下。「県」という。)が発注する設計 業務及び防潮堤外工事において、準成29年2月に国土地理院が水準点 を改定したことに伴い、施工高の 正区のうち魚町地区防潮堤の高設計 業者である「㈱日本港湾コンサルギ である「㈱小野良組」並びに発き である「㈱小野良組」並びに発送さ である「㈱小野良組」並びに発送さ である県に過失があったため、 防潮堤が変更計画より22cm高く 施工されたことが平成30年3月6日に判明したもの。
工事	1151	㈱小野良組		
工事	1035	熱海建設(株)	平成31年3月21日~ 平成31年4月20日	【指名停止要件】 廃棄物処理法違反 【指名停止理由】 左記業者については、宮城県仙台 地方振興事務所が発注する農地復間 原塩及び海岸復旧工事に関し、宮城 県塩竈市浦戸寒風沢字小峯の畑において、宮藤東物の畑において、である木くず等約38 4キログラムを焼却したとして、第一次の一年の一年、19月19日に当該業者及び同社の作用人2名が記載され、同月25日に当該業者が罰金100万円、同工事長が罰金50万円及び同契約社員が罰金30万円の略式命令を受けたもの。
コンサル	3055	㈱江合技術コンサルタ ント	平成30年11月12日~ 平成31年7月11日	【指名停止要件】
コンサル	3060	(㈱栄和技術コンサルタ ントント	平成31年1月12日~ 平成31年9月11日	独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 左記業者については、宮城県北部 土木事務所発注の特定建設関連業務 の入札において、平成30年7月2 6日に公正取引委員会から、独占禁 止法第3条(不当な取引制限の禁止) の規定に違反する行為を行っていた として、同法第7条第2項の規定に よる排除措置命令及び第7条の2第 1項の規定による課微金納付命令を 受けたもの。
コンサル	3081	㈱大崎測量設計コンサ ルタ		
コンサル	3 4 4 0	㈱マドック		
コンサル	3 4 8 5	(有和光測量設計社		

宮城県石巻市

指名停止措置一覧

平成31年4月13日現在

工事	1734	日本道路㈱宮城営業所	平成31年1月31日~ 平成31年5月30日	【指名停止要件】 独占禁止法違反行為 【指名停止理由】 左記業者については、成田国際空 港㈱発注の舗装工事の入札におい て、平成30年3月28日に公正取 引委員会から、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、同法第7条第2項の規定による排除措置命令及び第7条の2第1項の規定による課徴金納付命令を受けたもの。
----	------	------------	---------------------------	--